通貨指定型個人年金保険

積立利率について

- 1. 据置期間中(年金開始日前)の積立利率について
 - ○基本タイプ ○死亡時円建保証タイプ (外貨建) ○円建保証タイプ (米国ドル建)

ご加入のタイプによってお取扱いが異なります。

据置期間中の積立利率は、積立金(将来の年金、死亡一時金および保険金をお支払いするために、一時払保険料を 積み立てた部分)に付利する利率のことをいい、所定の期間における指定通貨に応じた指標金利*1の平均値に最大 0.5%を増減させた範囲内でジブラルタ生命が定めた利率から、保険関係費用*2を差引いた利率となります。

*1 指定通貨に応じた指標金利とは、積立利率の計算の基礎となるもので、つぎのとおりです。

●指定通貨が円の場合

据置期間	指標金利
5年	残存期間 5年の日本国債の流通利回り
6年	残存期間 6年の日本国債の流通利回り
7年	残存期間 7年の日本国債の流通利回り
10年	残存期間 10年の日本国債の流通利回り

●指定通貨が米国ドルの場合

据置期間	指標金利						
2年	金利スワップレート 2年物 米国ドルー米国ドル買値						
3年	金利スワップレート 3年物 米国ドルー米国ドル買値						
5年	金利スワップレート 5年物 米国ドルー米国ドル買値						
6年	金利スワップレート 6年物 米国ドルー米国ドル買値						
7年	金利スワップレート 7年物 米国ドルー米国ドル買値						
10年	金利スワップレート 10年物 米国ドルー米国ドル買値						

●指定通貨がユーロの場合

据置期間	指標金利						
2年	金利スワップレート 2年物 ユーローユーロ買値						
3年	金利スワップレート 3年物 ユーローユーロ買値						
5年	金利スワップレート 5年物 ユーローユーロ買値						
6年	金利スワップレート 6年物 ユーローユーロ買値						
7年	金利スワップレート 7年物 ユーローユーロ買値						
10年	金利スワップレート 10年物 ユーローユーロ買値						

●指定通貨が豪ドルの場合

据置期間	指標金利					
2年	残存期間 2年のオーストラリア国債の流通利回り					
3年	残存期間 3年のオーストラリア国債の流通利回り					
5年	残存期間 5年のオーストラリア国債の流通利回り					
6年	残存期間 6年のオーストラリア国債の流通利回り					
7年	残存期間 7年のオーストラリア国債の流通利回り					
10年	残存期間 10年のオーストラリア国債の流通利回り					

*2 保険関係費用とは、災害死亡保障にそなえるための災害死亡保障費率、保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ 新契約費率および維持費率および、ご加入のタイプにより次ページに記載の費用を加えたものをいいます。



〇死亡時円建保証タイプ (外貨建) の場合

死亡保険金の支払額について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率

〇円建保証タイプ(米国ドル建)の場合

円建年金原資額および死亡保険金の支払額について円建による一時払保険料相当額を最低保証するために要する率

- ・国債の流通利回りとは、流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りを表します。ジブラルタ生命では、ジブラルタ生命が指定する機関が提供する、国債の流通利回りの値を用いています。
- ・金利スワップレートとは、国際金融市場での代表的な中・長期金利の指標です。金融資産(社債・公社債等)の利回りの基準として広く用いられ、資金を中・長期で運用する際の目安となります。ジブラルタ生命では、 ジブラルタ生命が指定する機関が提供する金利スワップレートの値を用いています。
- ・この保険は据置期間中、主に指定通貨建の資産で運用され、この保険に適用される積立利率は上記の方法により毎月2回設定されます。
- ・契約日に設定された積立利率は、据置期間を通じて一定となります。

2. 年金開始日以後の利率について

年金開始日以後は、年金開始日における予定利率を適用します。

ご不明な点はジブラルタ生命コールセンターへお問い合わせください。

この商品には為替リスクやご契約にかかる費用などのご注意いただきたい事項があります。 詳しくは、次ページ以降をご確認ください。



2/4

為替リスクについて

この保険は指定通貨が外国通貨の場合、外国通貨を円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。 したがいまして、年金受取総額等(外国通貨)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた一時払保険料 相当額(円)を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

ただし、指定通貨が外国通貨で死亡時円建支払額最低保証特約を付加する場合には、据置期間中の死亡保険金額について、一時払保険料相当額(円換算)を最低保証します。また、円建保証タイプの場合、円建年金原資額最低保証特約を付加する場合には、年金開始日の前日末における積立金額(年金原資額)および据置期間中の死亡保険金について、一時払保険料相当額(円換算)を最低保証します。

- ●この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- ●円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと円で年金・保険金をお受取りになる場合等の為替レートに は為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円 換算の金額がお払込みになった一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

ご契約にかかる費用について

●積立利率について

お払込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、ご契約時に適用された積立利率で運用します。 積立利率は、ジブラルタ生命所定の率から保険関係費用*¹を差引いた利率となります。

- *1 保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率、死亡時円建支払額最低保証特約を付加された場合には、死亡時円建支払額最低保証費率(積立金額に対して米国ドルの場合年0.17%、ユーロの場合年0.21%、豪ドルの場合年0.35%)、円建年金原資額最低保証特約と死亡時円建支払額最低保証特約を付加された場合には、円建最低保証費率を加えたものをいいます。 円建最低保証費率は積立利率設定のたびに変わる可能性がありますので、その数値や計算方法を一律に記載することができません。
- ●外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

・ジブラルタ生命所定の為替レートには以下の為替交換手数料が含まれております。 [米国ドル: 0.5円/1米国ドル] [ユーロ: 0.5円/1ユーロ] [豪ドル: 0.5円/1豪ドル] *2

【円で年金・保険金お受取りになる場合等の費用】

・ジブラルタ生命所定の為替レートには以下の為替交換手数料が含まれております。

「米国ドル: 0.01 円/1 米国ドル] 「ユーロ: 0.02 円/1 ユーロ] 「豪ドル: 0.03 円/1 豪ドル] *2

【外国通貨で保険料等をお払込みいただく場合や年金・保険金をお受取りになる場合等の費用】

・お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料送とは別に、お客さま負担となる諸手数料が 必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機 関にご確認ください。)

【据置期間を再設定するときに通貨を変更される場合の費用】

- ・据置期間を再設定するときに再設定前の通貨と再設定後の通貨を変更される場合には、ジブラルタ生命所定の 為替レート*3を用いて再設定後の通貨により基本保険金額を変更しますので、費用が発生します。なお、この費 用の額は、再設定時にジブラルタ生命が使用する各通貨を換算するレートの変動により変わることがあるた め、一律に記載することができません。
- *2 2023年10月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。
- *3 ジブラルタ生命所定の為替レートは、ジブラルタ生命が指標として指定する金融機関が公示する、再設定日における、次の式により得られるレートを下回ることはありません。

[再設定日における再指定前の通貨の TTB(対顧客電信買相場)÷再設定日における再指定後の通貨の TTS(対顧客電信売相場)]

- ●年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用
 - 年金開始日以後、受取年金額に対して 1.0%4を年金支払日に積立金から控除します。
 - *42023年10月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。
- ●解約(減額)の際にご負担いただく費用

解約(減額)する日の積立金に対し、据置期間に応じて所定の解約控除率を乗じた金額を解約(減額)の際に ご負担いただきます。



解約返戻金について

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります(解約日に計算される積立利率+0.3%がこの保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金は減少します。)。また、据置期間中に解約する場合は、解約控除がかかるため、解約返戻金は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約(減額)時には下記の式により算出される金額が解約返戻金として支払われます。 解約返戻金額=解約日(減額日)の積立金額×(1-①市場価格調整率-②解約控除率)

①市場価格調整率

運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるもので、経過年数と市場金利の動きに連動します。

・ 円建年金原資額最低保証特約が付加されていない場合

・円建年金原資額最低保証特約が付加されている場合

2解約控除率表

					経過年数					
据置期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
2年	2.0%	1.0%								
3年	3.0%	2.0%	1.0%							
5年	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%					
6年	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%				
7年	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%			
10年	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4. 2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

※据置期間の再設定が行われた場合には、つぎのとおりの率となります。

(表中の解約控除率×0.6)

- ※経過年数は、契約日*からその日を含めて解約日(減額日)までの年数とします。
 - *据置期間を再設定した場合は、再設定された据置期間の開始日とします。

